

阿蘇市広告料収入事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民サービスの向上を図るために税込及び使用料等へ続く新たな財源を確保するとともに、地域経済の活性化に資することを目的として実施する阿蘇市広告料収入事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 事業は、本市が発行する広報物、印刷物及び本市のホームページその他本市が提供する媒体（以下「広告媒体」という。）に企業等の広告を掲載又は掲出すること（以下「広告掲載」という。）について、市長が承諾、許可等（以下「承諾等」という。）を行うことにより、収入の増加又は経費の節減を図るものとする。

(広告掲載の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人、団体等の意見広告及び名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 人権侵害につながるおそれがあるもの
- (10) 誇大表示、不当表示など表現方法が不適切なもの
- (11) その他、広告媒体に掲載する広告として不適切であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載に必要な広告の基準については、市長が別に定める。

(広告掲載の優先順位)

第4条 広告を掲載する優先順位は、次の各号の順序とする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人又はこれらに類するものの広告
- (2) 市内に事業所等を有する企業等に係る広告
- (3) 前2号に該当しないものの広告

(広告掲載の実施方法等)

第5条 広告掲載の募集方法、広告の規格、枠数、広告料、広告の期間及び広告の作成方法等を記載した実施要領（以下「要領」という。）を当該広告媒体ごとに、当該広告媒体を所管する課等（以下「所管課」という。）が定め、実施するものとする。

(広告掲載の承諾等)

第6条 広告掲載を行おうとする者は、前条に規定する要領に基づき、あらかじめ市長の承諾等

を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の承諾等を行う際、広告掲載に係る広告の内容、デザインについて指示し、又は広告掲載に必要な条件を付することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第7条 前条第1項の規定による承諾等を受けた者（以下「広告主」という。）は、承諾等を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を得たときは、この限りでない。

(広告の掲載)

第8条 広告主は、広告掲載を開始する期日、広告掲載の方法等について、所管課と事前に協議し、その指示に従わなければならない。

(広告主の義務)

第9条 広告主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
- (2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。
- (3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。
- (4) 広告の内容等が承諾等又は当該承諾等に係る指示若しくは条件に適合したものであること。

- 2 広告主は、前項各号に掲げる事項に対し、第三者からの苦情、被害救済又は損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

(広告掲載に係る承諾等の取消し)

第10条 市長は、広告主が第6条第2項の規定による指示若しくは条件に従わないとき、又は承諾等を行った後の事情変更等により広告の内容等が第3条の基準に抵触したときその他市長が特に必要があると認めるときは、広告掲載に係る承諾等を取り消すことができる。

(広告代理店等への業務委託等)

第11条 市長は、広告代理店等に、広告の募集若しくは広告の作成等を業務委託し、又は広告枠を直接売り渡すことができる。

- 2 広告代理店等の選定及び広告代理店等による広告掲載の取扱いに関する事項については、所管課が、第5条に規定する要領に定めるものとする。

(審査機関)

第12条 事業の審査機関として、阿蘇市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会の委員長は副市長を、委員は各部長をもって充てる。
- 3 委員長は、広告媒体及び審査に関する内容に関連する所管の課長等を、臨時の委員として加えることができる。
- 4 委員長に事故あるときは、又は委員長が欠けたときは、総務部長がその職務を代行する。

(会議)

第13条 審査会の会議は、広告内容等、広告の掲載に関して疑義が生じた場合において委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことが出来ない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を所管する課長等を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第14条 審査会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月8日阿蘇市告示第50号)

この要綱は、告示の日から施行する。